

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

【通称：鯨類科学調査実施法】

鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施を国の責務と定め、実施体制の整備、妨害行為への対応、財政上の措置等の実施を明記した法律が、第193回通常国会において可決、成立し、2017年6月23日付けで公布、施行されました。

法律は第1条で、その目的として「鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきもの」であり、「我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要である」と明記しており、今後の捕鯨政策を推進していく上で、法律の果たす役割は極めて大きいと言えます。

「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案」の審議経過情報

項目	内容
議案件名	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案
議案種類	参法
議案提出回次	第193回国会（常会）
議案番号	106
提出日	平成29年6月 8日
議案提出者	徳永工リ君外六名
参議院付託年月日／参議院付託委員会	平成29年 6月 8日 ／ 農林水産
参議院農林水産委員会議決日／議決結果	平成29年 6月13日 ／ 可決（全会一致）
参議院本会議議決日／議決結果	平成29年 6月14日 ／ 可決（賛成多数）
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	平成29年 6月15日 ／ 農林水産
衆議院農林水産委員会議決日／議決結果	平成29年 6月15日 ／ 可決（全会一致）
衆議院本会議議決日／議決結果	平成29年 6月16日 ／ 可決（全会一致）
公布、施行年月日／法律番号	平成29年 6月23日 ／ 76

鯨類科学調査実施法成立までの経緯

調査捕鯨を安定的に実施するための法律の制定が、各方面から要請された背景には、反捕鯨団体の活動の過激化とその影響による調査体制の脆弱化があり、これまでも何度か法律制定に向けての動きがあった。

その前兆は平成20年4月頃からあったと云える。当時、南極海においては、反捕鯨団体シー・シェパードの活動が過激化し、我が国の調査船舶及び乗組員の生命・財産が危険にさらされ、調査捕獲頭数も激減した。衆議院農林水産委員会では平成20年4月2日に、参議院農林水産委員会では同月8日に、「南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対する非難及び調査事業の継続実施等に関する件（決議）」をそれぞれ全会一致で決議した。

その後、平成21年9月に民主党政権が発足し、民主党の捕鯨対策議員協議会では、「南極における鯨類捕獲調査事業に従事する乗組員等の安全の確保に関する特別措置法案（仮称）」が検討された。しかし、反捕鯨団体の妨害活動について、これを直ちに海洋法条約に定める海賊行為と断定するという事は困難とする従前からの政府解釈は変わることはなく、この新法制定を求める動きは中断した。

その後も、南極海での鯨類捕獲調査は、シー・シェパードの妨害活動の影響を受け続け、鯨類捕獲調査事業の実施体制の整理・統合を含む抜本的な見直しが必要となり、政府は、鯨類捕獲調査改革推進集中プロジェクト（略称：KKP平成24年度～平成28年度計画）を実施した。

自由民主党では、平成26年2月の捕鯨議員連盟拡大役員会において、「鯨類捕獲調査の安定的かつ継続的な実施の確保に関する法律案（仮称）骨子（案）」が示され、議論の末、同年春に南極海での鯨類捕獲調査に関し、国際司法裁判所（ICJ）による判決が出されることが見込まれたことから、判決が出た後に本案を国会に提出することとされた。

平成26年3月31日、ICJから「南極における捕鯨」についての判決が下された。判決は、日本の第二期南極海鯨類捕獲調査は国際捕鯨取締条約第8条の規定の範囲には収まらない等とするもので、この判決は国内に大きな衝撃を与えた。

国会では、4月16日に衆議院農林水産委員会、翌17日には参議院農林水産委員会で「調査捕鯨継続実施等に関する件」を全会一致で決議した。その内容は、こうした判決が出された政府の責任は極めて重いとした上で、政府に、鯨類捕獲調査を今後も継続実施できるよう対処すること等を求めるものであった。

翌18日には、「我が国は、今後とも、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持する。」との農林水産大臣談話が発表された。

その後、平成28年4月には、民進党捕鯨議員連盟が「商業捕鯨の再開による鯨類産業の発展のための鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施の確保に関する政策骨子」をとりまとめた。

第193回国会は、平成29年1月20日から6月18日までの150日間であった。

国会開会の直前、下関の水産大学校出身者等から「調査捕鯨に従事する乗組員の安全を守るための法律を作ってもらいたい。」との要請があった。関係国会議員間で協議したところ、3月下旬には、これまで衆参農林水産委員会で2度にわたり全会一致で行った決議及び各党で検討してきた法案の考え方を取り込んだ内容の法案を超党派で取りまとめることが合意された。

4月に入り、法文化作業が行われ、関係議員が手分けし、捕鯨議員連盟等の各党幹部に対し法律案の具体的内容についての説明を開始した。

4月25日には、第1回目の与野党の捕鯨政策担当の実務者協議会が開催された。協議会には、自民党、公明党、民進党、共産党及び日本維新の会の国会議員が出席し、鯨類科学調査実施法案について説明を聴取した後、この新法制定に向けて各党内手続きを進めることに合意した。

5月24日には、第2回目の実務者協議会が開かれ、各党内手続きの進捗状況が各議員から報告された。なお、本協議会に加わっていない自由党及び社民党に対しても、鯨類科学調査実施法案について説明することとなった。

5月30日には、実務者協議会の各議員による党内手続きが終了し、鯨類科学調査実施法案は参議院農林水産委員会委員長提出の法律案として起草され、本会議も直ちに通過するものと見込まれていた。

しかし、自由党から本法律案について質疑の要求があり、結局のところ本案は、6月8日に自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本共産党及び日本維新の会の5会派共同で参議院に提出された。翌週、13日に農林水産委員会で審査され、14日の参議院本会議で賛成237、反対2をもって可決、衆議院に送付された。翌15日には衆議院農林水産委員会において全会一致で可決され、実質的な国会最終日である6月16日の本会議で採決の結果、全会一致をもって可決され、成立した。

◎ 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もって商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であつて、鯨類の捕獲その他の方法により行うもののうち、この法律の定めるところにより実施されるものをいう。

2 この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいう。

（基本原則）

第三条 鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴って実施されるものとする。

- 一 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。
- 二 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。
- 三 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、それにより得られた研究成果は広く公表されること。
- 四 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める鯨類科学調査についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 鯨類科学調査の意義に関する事項
- 二 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項
- 四 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項
- 五 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項

六 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項

七 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

3 農林水産大臣は、あらかじめ法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。第十三条第一項において同じ。）と協議して、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

（鯨類科学調査計画）

第六条 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、農林水産省令で定めるところにより、鯨類科学調査の実施に関する計画（以下「鯨類科学調査計画」という。）を策定するものとする。

2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の目的

二 鯨類科学調査の実施海域

三 鯨類科学調査の期間

四 鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあつては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。）

五 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、鯨類科学調査計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

4 農林水産大臣は、鯨類科学調査の実施の状況等を勘案して、適宜、鯨類科学調査計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による鯨類科学調査計画の変更について準用する。

（指定鯨類科学調査法人）

第七条 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

2 指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査を実施すること（次条第一項に規定する協力をすることを含む。）を業務とする。

3 指定鯨類科学調査法人は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、鯨類科学調査の実施の状況を報告し、鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 第一項の指定の手続その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施）

第八条 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人のほか、農林水産省令で定めるところにより、試験研究のための鯨類の捕獲を適正かつ確実に行うことができる能力を有しており、かつ、当該試験研究について指定鯨類科学調査法人の協力を得ていると認められる者を、その同意を得て、期間を限り、鯨類科学調査を実施する主体とすることができる。

2 前項に規定する者が、同項の規定により鯨類科学調査を実施する場合においては、農林水産省令で定めるところにより、その実施する鯨類科学調査の実施の状況を報告し、当該鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

(補助)

第九条 政府は、調査実施主体（指定鯨類科学調査法人及び前条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体とされた者をいう。第十一条において同じ。）に対し、予算の範囲内において、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するものとする。

(鯨類科学調査の実施体制の整備)

第十条 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(妨害行為への対応等のための調査実施主体に対する支援)

第十一条 政府は、調査実施主体が、妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な船舶、設備若しくは装備を備え、又は船舶の乗組員その他の関係者に妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な知識及び技能の習得若しくは向上のための訓練を行うため、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(妨害行為への対応等のための政府職員の派遣等)

第十二条 政府は、妨害行為の防止又は妨害行為への対応のため、必要に応じ、水産庁の職員その他その職務に従事する政府職員（以下この条及び次条第一項において単に「政府職員」という。）又は政府職員が乗り組む船舶を鯨類科学調査の実施に係る海域その他の場所に派遣し、当該政府職員に法令の規定に基づき必要な措置を講じさせるものとする。

(妨害行為への対応のための関係行政機関の情報共有)

第十三条 農林水産大臣、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長は、鯨類科学調査ごとに、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員（前条の規定により派遣される政府職員及び同条の規定により派遣される船舶に乗り組む政府職員を含む。次項において同じ。）その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置の具体的内容について、あらかじめ情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

2 前項の情報の共有は、想定される妨害行為の類型ごとに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに法令に照らし、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置について、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点からできる限り具体的に行われるものとする。

(妨害行為への対応等のためのその他の措置)

第十四条 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるものとする。

2 政府は、妨害行為の発生の防止のため、妨害行為を行うおそれがある外国人について、上陸の拒否その他の入国、上陸及び在留の管理に関する必要な措置をとるものとする。

(鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等)

第十五条 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用に努めるとともに、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣の継承並びに鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解と関心を深めるため、鯨類に関する文化及び食習慣並びに鯨類の利用についての広報活動の充実その

他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講ずるものとする。

（鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用）

第十六条 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類のうち必要な調査を終了したものについては、可能な限り加工すること等により有効に利用され、かつ、当該利用が合理的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置は、我が国の鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣並びに鯨類の利用に関する多様性についての国民の理解と関心が深まるよう、学校給食等における利用が促進されることを優先して講ずるものとする。

- 3 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の加工、販売等を行う事業者その他の関係者に対しその事業等を妨害されることについての不安を生じさせることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置等）

第十七条 政府は、第九条に定めるもののほか、鯨類科学調査の実施体制の整備、妨害行為への対応、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用その他鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策の実施のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置）

第十八条 政府は、鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査（鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。）について、当該調査の目的及び実施の状況を踏まえ必要があると認めるときは、第十一条から第十四条まで及び前条に規定する措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 農林水産大臣は、この法律の施行の際現に鯨類に関する科学的な調査（鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。）の実施に関する計画を策定している場合であって、当該計画が基本方針に即し、かつ、第六条第二項各号に掲げる事項を定めるものであるときは、当該計画をもって鯨類科学調査計画とすることができる。

- 3 前項の規定による鯨類科学調査計画に関し、第七条第一項の規定により指定鯨類科学調査法人が指定される日までの間に実施された調査については、同条第三項の規定にかかわらず、当該調査を実施した者が、同項の規定の例により、農林水産大臣に報告しなければならない。

（検討）

- 4 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点から、効果的な妨害行為の排除の方法及び取締りの在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて外交上の措置、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の概要

立法の背景

- 昭 57 年 IWC（国際捕鯨委員会）が**商業捕鯨モラトリアム**導入を決定
- 昭 62 年～ 南極海及び北西太平洋において鯨類捕獲調査を開始
- 平 17 年～ シー・シェパード等の**反捕鯨団体による妨害活動**が激化
- 平 26 年 3 月 ICJ（国際司法裁判所）による「南極における捕鯨」訴訟判決
- ・第二期南極海鯨類捕獲調査は国際捕鯨取締条約 8 条 1 の規定の範囲内の科学的調査目的ではない。
- 平 26 年 4 月 衆参の農林水産委員会の**調査捕鯨継続実施等に関する決議**
- ・「鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み、…今後とも継続実施すること」
 - ・「調査捕鯨の船団や乗組員の安全確保に責任を持つこと」
 - ・「国の責務として調査捕鯨を位置付け、国による**安定的な財政支援**を行うこと」
- 平 27 年 12 月 新南極海鯨類科学調査を開始
- 平 28 年 11 月 新北西太平洋鯨類科学調査計画を IWC 科学委員会に提出

- ・ **商業捕鯨の再開等を目指し安定的かつ継続的に調査捕鯨を実施**
- ・ **調査捕鯨を国の責務として位置付け、財政上の支援、妨害行為への対応等の施策が必要**

⇒ **新法の制定が必要**

法律の内容

1. 目的（第 1 条）

- ・ 商業捕鯨の実施による水産業等の発展を図る
- ・ 海洋生物資源の持続的な利用に寄与する

2. 定義（第 2 条）

・ **鯨類科学調査**：鯨類の持続的な利用のための科学的情報の収集を目的とする鯨類に関する科学的な調査（鯨類の捕獲その他の方法で、この法律のスキームにより実施されるもの）

3. 基本原則（第 3 条）

・ 鯨類科学調査は、①～④の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴って実施

①主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指す

②条約及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえる

③十分な分析・研究、研究成果の公表

④必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携

4. 国の責務（第 4 条）

5. 調査の実施（第 5 条～第 8 条）

①政府による基本方針の策定

↓

②農林水産大臣による鯨類科学調査計画の策定

↓

③指定鯨類科学調査法人等による実施

（日本鯨類研究所・地域捕鯨推進協会を想定）

6. 鯨類科学調査の実施体制の整備等（第 9 条・第 10 条）

- ・ 調査費用の補助 ・ 調査研究人材の養成・確保
- ・ 調査用の船舶・乗組員の確保

7. 妨害行為への対応等のための施策（第 11 条～第 14 条）

- ・ 調査実施主体の妨害対策への支援
 - ・ 政府職員・船舶の派遣
 - ・ 関係行政機関による情報共有
 - ・ 外交上の適切な措置
 - ・ 妨害行為のおそれのある外国人の入国管理
- ※効果的な妨害行為の排除の方法・取締りの在り方について検討条項（附則第 4 項）

8. 科学的知見の国内外における普及等（第 15 条）

- ・ 科学的知見の普及・活用
- ・ 鯨類科学調査の意義に関する理解の増進
- ・ 鯨類に関する文化等についての広報活動
- ・ 捕鯨を取り巻く国際環境の改善のための外交上の措置

9. 調査終了後における利用（第 16 条）

- ・ 調査終了後の有効かつ合理的な利用の確保
- ・ 学校給食等における利用の促進
- ・ 加工・販売等を行う事業者等の安心の確保

10. 財政上の措置等（第 17 条）

11. 鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置（第 18 条）

- ・ 必要に応じて、7.（第 11 条～第 14 条）及び 10.（第 17 条）に準じた措置を実施